

新	旧
<p>高契・公告第1号</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。</p> <p style="text-align: center;">平成22年4月12日</p>	<p>高契・公告第1号</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>高松市が発注する建設工事（契約監理課経由分に限る。）の入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「入札」といいます。）に係る高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第6条の規定による公告（以下「建設工事公告」といいます。）における用語の定義等及び入札手続その他の入札についての基本事項を次のとおり定めたので、同条の規定により公告します。</p> <p style="text-align: center;">平成22年4月12日</p> <p style="text-align: center;">改正 平成22年8月18日〔高契・公告第51号〕（同年9月6日以降公表分について適用）</p> <p style="text-align: center;">改正 平成23年4月1日〔高契・公告第10号〕（同日以降公表分について適用）</p> <p style="text-align: center;">改正 平成23年6月6日〔高契・公告第20号〕（同日以降公表分について適用）</p> <p style="text-align: center;">改正 平成23年7月29日〔高契・公告第47号〕（同年8月1日以降公表分について適用）</p> <p style="text-align: center;">改正 平成24年3月29日〔高契・公告第8号〕（同年4月1日以降公表分について適用）</p> <p style="text-align: center;">改正 平成24年5月28日〔高契・公告第38号〕（同年6月1日（12（19）に係る部分は、同年9月1日）以降公表分について適用）</p> <p style="text-align: center;">改正 平成24年12月17日〔高契・公告第109号〕（同日以降公表分について適用）</p> <p style="text-align: center;">改正 平成25年5月27日〔高契・公告第47号〕（同年6月1日以降公表分について適用）</p>

改正 平成27年3月30日〔高契・公告第11号〕（同年4月1日以
降公表分について適用）

1～11 （略）

12 入札に参加する者に必要な資格の項目においては、次に定めるところによる。

(1)～(15) （略）

(16) 「単体企業共通資格」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。

ア （略）

イ （略）

ウ （略）

エ （略）

改正 平成25年10月1日〔高契・公告第98号〕（同日以降公表分
について適用）

改正 平成25年10月28日〔高契・公告第112号〕（同日以降公
表分について適用）

改正 平成26年3月24日〔高契・公告第8号〕（同年4月1日以降
公表分について適用）

改正 平成26年6月30日〔高契・公告第59号〕（同日以降公表分
について適用）

高松市長 大西 秀人

1～11 （略）

12 入札に参加する者に必要な資格の項目においては、次に定めるところによる。

(1)～(15) （略）

(16) 「単体企業共通資格」とは、次の要件をすべて満たすことをいう。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者とする。

イ 入札書提出期限日から契約締結日までの間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止期間中の者でないこと。

ウ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止（当該建設工事公告に係る工事が対象となるもの）期間中の者でないこと。

エ 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てがなさ

<p>オ (略)</p>	<p>れている者でないこと。</p> <p>オ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、建設業法第27条の23の経営事項審査及び本市の入札参加資格審査を受け、当該入札参加資格審査において決定数値又は格付を受けたものは、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。</p>
<p>カ (略)</p>	<p>カ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者で、建設業法第27条の23の経営事項審査及び本市の入札参加資格審査を受け、当該入札参加資格審査において決定数値又は格付を受けたものは、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。</p>
<p>キ (略)</p>	<p>キ 当該建設工事公告の工事の種類項目において表示された工事の種類に係る高松市建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されて、連続して2年を経過している者（以下このキにおいて「連続2年以上当該業種登載者」という。）であること。この場合において、連続2年以上当該業種登載者となるために本来入札参加資格申請をすべき期間内に失念等によって入札参加資格申請をしなかった者が、その後の直近の受付期間内に入札参加資格申請をして高松市建設工事競争入札参加資格者名簿に登載された場合において、その者が次のいずれにも該当するときは、当該入札参加資格を失っていた期間の前後の期間は、引き続いていたものとみなす。</p> <p>(ア) 入札参加資格を失った日の前日から次のいずれにも引き続き該当していたこと。</p> <p>a 当該工事の種類に係る法の許可を受けていること。</p> <p>b 法第27条の23の規定により当該工事の種類公共工事を直接請け負うことができること。</p>

ク 入札書提出期限日及び開札（総合評価落札方式による場合にあつては、入札書提出期限日、開札及び落札候補者決定）のいずれの時点においても、高松市（契約監理課経由分に限る。）が発注した対象工事（（15）イ（ア）に規定する対象工事をいう。以下このクにおいて同じ。）の手持件数及び高松市病院局が発注した対象工事の手持件数の合計が2以下であること（手持工事件数の特例等に関する要領（平成23年4月1日施行）の規定の適用がある場合は、その適用後の件数以下であることとし、また、次の日は終日手持件数に算入し、（イ）及び（ウ）の日はその翌日に手持件数から除外する。）。

（ア） 落札者（入札後審査型制限付き一般競争入札にあつては、落札候補者）となった日

（イ） しゅん工検査に合格した日

（ウ） 落札候補者となった後の入札参加資格の確認で入札参加資格を有しないとして18の通知をした日

13 （略）

14 （略）

（1） （略）

ア～エ （略）

オ （略）

（ア） （略）

（イ） 当該失念等の申出があつたこと。

ク 入札書提出期限日及び開札（総合評価落札方式による場合にあつては、入札書提出期限日、開札及び落札候補者決定）のいずれの時点においても、高松市（契約監理課経由分に限る。）が発注した対象工事（（15）イ（ア）に規定する対象工事をいう。以下このクにおいて同じ。）の手持件数及び高松市病院局が発注した対象工事の手持件数の合計が2以下であること（_____

_____次
の日は終日手持件数に算入し、（イ）及び（ウ）の日はその翌日に手持件数から除外する。）。

（ア） 落札者（入札後審査型制限付き一般競争入札にあつては、落札候補者）となった日

（イ） しゅん工検査に合格した日

（ウ） 落札候補者となった後の入札参加資格の確認で入札参加資格を有しないとして18の通知をした日

13 （略）

14 入札書等の提出の項目における用語の意義及び入札書等の提出に関しては、次に定めるところによる。

（1） 入札書等の提出の項目及びこの14における用語の意義は、次のとおりとする。

ア～エ （略）

オ 「追加資料」とは、エ（ア）に掲げる確認資料に係るものにあつては、入札に参加することができる者の区分に応じ次のとおりとする。

（ア） 単体企業 エ（ア）に掲げる確認資料に記載した内容（営業所（建設業法第3条第1項の営業所をいう。）につき高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領第4条第4項第1号又は第2号に規定する申告

- a 施工実績審査用書類（エ(ア)の施工実績確認資料の記載内容を確認することができる書類（コリンズ竣工時登録内容確認書、契約書、設計図書（仕様書等のうち当該部分が記載されている箇所）等をいう。）
- b 配置予定技術者審査用書類（資格関係）（監理技術者については監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証、主任技術者については法令による免許を証する書類（合格証等（建設業法第27条第1項に規定する技術検定に係るものにあつては、当該技術検定の合格後6月を経過するまでの間は、当該合格通知書を含む。））又は実務経験証明書をいい、当該配置予定技術者が建設業法第7条第2号又は第15条第2号に定める営業所の専任の技術者と重複する場合に、請負代金額が2,500万円（建築一式工事にあつては、5,000万円）以上となるときは、契約締結日までに当該工事に当該配置予定技術者を専任配置することができる旨を誓約する書面の添付を要する。）
- c （略）
- d （略）
- e （略）

がなされていること、入札、契約の締結等の権限の委任等を含む。（イ）及び(ウ)において同じ。）を確認することができる書類であつて、当該建設工事公告において、次の区分により表示するものをいう。

- a 施工実績審査用書類（エ(ア)の施工実績確認資料の記載内容を確認することができる書類（コリンズ竣工時カルテ、契約書、設計図書（仕様書等のうち当該部分が記載されている箇所）等をいう。）
- b 配置予定技術者審査用書類（資格関係）（監理技術者については監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証、主任技術者については法令による免許を証する書類（合格証等_____）又は実務経験証明書をいい、当該配置予定技術者が建設業法第7条第2号又は第15条第2号に定める営業所の専任の技術者と重複する場合に、請負代金額が2,500万円（建築一式工事にあつては、5,000万円）以上となるときは、契約締結日までに当該工事に当該配置予定技術者を専任配置することができる旨を誓約する書面の添付を要する。）
- c 配置予定技術者審査用書類（雇用関係）（入札書提出期限日において引き続き3か月以上雇用していることを証する書類（雇用保険の資格取得等確認通知書又は被保険者証の写し、健康保険・厚生年金標準報酬決定通知書の写し等）をいう。）
- d 委任状（営業所への委任）（建設業法で定める営業所からの入札参加資格確認申請の場合に当該入札、契約の締結等の権限について委任がなされている旨を明らかにしたものをいう。）
- e 営業証明書（市内企業又は準市内企業であつて、直近の入札参加資格申請の際に営業証明書を提出していないものに対し提出を求める証

f (略)

g (略)

(イ) (略)

(ウ) (略)

カ (略)

(2)～(5) (略)

(6) 積算内訳書については、次に定めるところによる。

ア 地方自治法施行令第167条の8第3項の規定によりその書換え、引換え又は撤回をすることができない。

イ 積算内訳書に記載された工事価格と入札書の入札金額とが合致しない場合又は積算内訳書に記載された直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額を算出した後において1,000円以上の端数処理若しくは調整額等の値引き処理がされた工事価格である場合は、当該入札は無効とする。

ウ 積算内訳書は、返却しない。

(7)～(13) (略)

明書をいう。(イ)eにおいて同じ。)

f 主任技術者兼務届(請負代金額が2,500万円(建築一式工事にあつては、5,000万円)以上となる場合(監理技術者の配置を要する場合を除く。))において、配置予定技術者が携わっている工事の工期と、当該建設工事公告に係る工事の工期とに重複する期間があるときに、「高松市発注の建設工事の主任技術者の兼務に係る取扱いについて」(平成26年4月1日適用)により、提出を求める主任技術者兼務届をいう。(イ)fにおいて同じ。)

g 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(準市内企業又は市外企業であつて、直近の入札参加資格申請の際に経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出していないものに対し提出を求める書類をいう。(イ)gにおいて同じ。)

(イ) (略)

(ウ) (略)

カ (略)

(2)～(5) (略)

(6) 積算内訳書については、次に定めるところによる。

ア 地方自治法施行令第167条の8第2項の規定によりその書換え、引換え又は撤回をすることができない。

イ 積算内訳書に記載された工事価格と入札書の入札金額とが合致しない場合又は積算内訳書に記載された直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額を算出した後において1,000円以上の端数処理若しくは調整額等の値引き処理がされた工事価格である場合は、当該入札は無効とする。

ウ 積算内訳書は、返却しない。

(7)～(13) (略)

15 入札参加資格の事前確認の日の項目においては、次に定めるところによる。

「入札参加資格の事前確認」とは、入札参加者全員に対し、開札前において、次のとおり入札参加資格の確認を行うことをいう。

(1) (略)

(2) 確認の内容

次のアからウまでについて行う。

ア (略)

イ 次の要件（直近の入札参加資格申請の際に営業証明書を提出していない者にあつては、(エ)の要件を除く。）を満たしているかを確認する。

(ア) (略)

(イ) (略)

(ウ) 12(7)又は(8)に規定する等級又は決定数値若しくは主観点数に係る要件（建設工事に係る平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件（平成26年高松市告示第915号）別表備考2(1)括弧内又は(2)括弧内の資格を含む。）を付した場合にあつては、当該要件

(エ) (略)

15 入札参加資格の事前確認の日の項目においては、次に定めるところによる。

「入札参加資格の事前確認」とは、入札参加者全員に対し、開札前において、次のとおり入札参加資格の確認を行うことをいう。

(1) 確認を行う場所

高松市番町一丁目8番15号

高松市役所財政局契約監理課

（電話番号（087）839-2511）

(2) 確認の内容

次のアからウまでについて行う。

ア 入札に参加することができる者の項目において入札に参加することができる者として掲げられた者に該当するかを確認する。

イ 次の要件（直近の入札参加資格申請の際に営業証明書を提出していない者にあつては、(エ)の要件を除く。）を満たしているかを確認する。

(ア) 12(14)において「要」の要件を付した場合にあつては、当該要件

(イ) 12(16)アからクまでに掲げる要件（特定JVにあつては、12(16)アからクまでに掲げる要件及び12(17)ア(エ)又は(18)ア(エ)に掲げる要件)

(ウ) 12(7)又は(8)に規定する等級又は決定数値若しくは主観点数に係る要件（建設工事に係る平成25年6月1日から平成27年3月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定める件（平成24年高松市告示第920号）別表備考2(1)括弧内又は(2)括弧内の資格を含む。）を付した場合にあつては、当該要件

(エ) 12(6)ア又はイに規定する営業所の所在地要件を付した場合にあ

<p>(オ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>2.3 補則</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する場合には、不正又は不誠実な行為（入札の秩序を乱す行為）として高松市指名停止等措置要綱の規定を適用し、必要な措置を講ずるものとする。<u>ただし、ウの初回該当（過去2年以内に該当行為がないときは、初回該当とみなす。）については、この限りでない。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p>	<p>っては、当該要件</p> <p>(オ) 1.2(20)に規定する工事成績の評定に係る要件を付した場合にあつては、当該要件</p> <p>ウ 入札参加資格確認申請書、確認資料（4(2)から(5)までのいずれかに該当する入札区分にあつては、入札参加資格確認申請書及び確認資料並びに1.4(8)アからウまでに掲げる書類）及び積算内訳書に不足（これと同視できる場合及び記載事項についての明白な不備がある場合を含む。）がないかを確認する。</p> <p>1.6～2.2 (略)</p> <p>2.3 補則</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する場合には、不正又は不誠実な行為（入札の秩序を乱す行為）として高松市指名停止等措置要綱の規定を適用し、必要な措置を講ずるものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>ア 落札候補者となったにもかかわらず、1.7(3)による追加資料の提出をしないとき。</p> <p>イ 落札候補者となったにもかかわらず、配置予定技術者がいないことを理由に1.7(4)の審査において入札参加資格が認められなかったとき。</p> <p>ウ 1.7(5)の書面による手続に至る前に、落札候補者が確認資料又は追加資料の錯誤、内容の誤り等による入札の無効を認めたとき。</p> <p>エ 1.7(5)による市長の依頼に対し落札候補者が主張理由についての書面を提出しなかったとき。</p> <p>オ 1.7(4)の審査において施工実績等の要件に係る入札参加資格が認められなかった場合において、当該工事を施工する者に通常求められる技能及び知識の水準に照らし落札候補者の説明が妥当性を欠いていると</p>
---	--

(7)～(13) (略)

別表第1

区 分	機 関
国	
地方公共団体（地方自治法第1条の3）	都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区
建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の13の公共法人（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1）	沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、港務局、国立大学法人、社会保険診療報酬支払基金、水害予防組合、水害予防組合連合、大学共同利用機関法人、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本下水道事業団、日本司法支援センター、日本中央競馬会、日本年金機構、日本放送協会
国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条）	_____ <u>首都高速道路株式会社</u> 、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、地方競馬全国協会、 <u>中間貯蔵・環境安全事業株式会社</u> 、東京地下鉄株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和61年法律第45号）第2条第1項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人科学技術振興機構、 <u>独立行政法人環境再生保全機構</u> 、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人理化学研究所、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、_____ <u>日本小型自動車振興会</u> 、日本自転車振興会、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条第1項に規定する会社及び同条第2項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会

き。

(7)～(13) (略)

別表第1

区 分	機 関
国	
地方公共団体（地方自治法第1条の3）	都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区
建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の13の公共法人（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1）	沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、港務局、国立大学法人、社会保険診療報酬支払基金、水害予防組合、水害予防組合連合、大学共同利用機関法人、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本下水道事業団、日本司法支援センター、日本中央競馬会、日本年金機構、日本放送協会
国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条）	<u>公害健康被害補償予防協会</u> 、 <u>首都高速道路株式会社</u> 、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、地方競馬全国協会_____ <u>東京地下鉄株式会社</u> 、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和61年法律第45号）第2条第1項に規定する東京湾横断道路建設事業者、独立行政法人科学技術振興機構_____ <u>独立行政法人勤労者退職金共済機構</u> 、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人理化学研究所、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、 <u>日本環境安全事業株式会社</u> 、 <u>日本小型自動車振興会</u> 、日本自転車振興会、日本私立学校振興・共済事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条第1項に規定する会社及び同条第2項に規定する地域会社、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会

	社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第3項に規定する会社		社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第3項に規定する会社
備考（略）		備考	<p>施工実績として提出しようとする工事を受注した際、その発注機関が当時の法人税法別表第1又は建設業法施行規則第18条に規定する法人に該当する場合は、当該発注機関は、この表に掲げられている機関とみなす。</p>
注意（略）		注意	<p>この表に掲げられている機関（以下「対象機関」という。）以外の機関（以下「対象外機関」という。）における工事契約に関する事務を対象機関の職員が実質的に執行していたとしても、当該対象外機関は、当該対象機関とはみなさない。</p>
別表第2（略）		別表第2（略）	